

自転車は

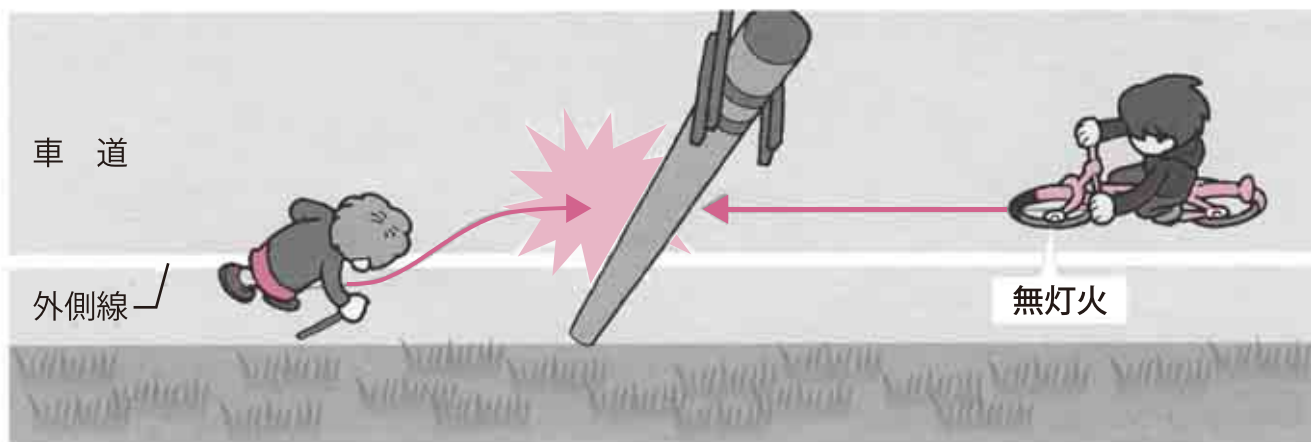
被害者にも加害者にもなるんです!!

● 歩車道のない道路での事故

道路の左端を走行中、電柱をよけようとして車道に出た歩行者と正面衝突し死亡させる

損害賠償 **3,123**万円 (平成14年9月:名古屋地裁判決)

薄暗くなった夕方、男子中学生(14歳)が無灯火自転車で道路の左端を通常の方法で走行中、路肩近くを右側で通行してきて電柱をよけるため車道に出た歩行者(75歳・女性)を直前で発見。急ブレーキをかけ右にハンドルを切ったが正面衝突し、転倒した歩行者は脳挫傷、外傷性くも膜下出血を負い死亡した。



こんな事故の加害者にならないために

安全運転(確認)の義務を守る

自転車の運転者は、道路、交通およびその自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する義務があります。〈道路交通法:第70条〉

【罰則】 3月以下の懲役または5万円以下の罰金／過失は10万円以下の罰金

歩行者とは安全な間隔をとる

歩道と車道の区別のない道路を通行するときなど、歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔をとるか、徐行しなければなりません。〈道路交通法:第18条第2項〉

【罰則】 3月以下の懲役または5万円以下の罰金／過失は10万円以下の罰金